

70. ベネルクス (B X)

| 国名 | 国別 整理 番号 | 名 称 | 使用言語 | 発行状況 | 所 蔵 範 囲 | | | 整理区分 |
|--|----------------|---|------------------|------|---------|-----|------|------|
| | | | | | 発行年次 | 番 号 | 主な欠号 | |
| 70 ベ ネ ル ク ス (B X) | 1 | Benelux·Tekeningen·of Modellenblad 意匠公報 | オランダ 語 仏 語 | 月 刊 | 1980 ~ | | | |
| | 2 | Benelux·Merkenblad 商標公報 | オランダ 語 仏 語 | 月 刊 | 1980 ~ | | | 発行日順 |

| 概 要 | 備 考 |
|--|---|
| <p>1. 一般事項 (1) 目 次 (2) 各種通知 (3) 寄託意匠の目次 2. 登録番号順意匠見本 (ベネルクス意匠法第9条に基づく) 3. ベネルクス意匠法第11条に基づく登録の公表延期リスト(登録番号、公表延期日) 4. ベネルクス意匠法第9条に基づく無審査登録後公表された意匠見本 5. ベネルクス意匠法第9条及び第12条に基づく更新リスト 6. その他</p> | <p>1. 審査文献のため一般には閲覧させていない。なお、意匠索引も同様である。 2. 存続期間 出願日から5年。但し、5年毎に2回で最長15年まで延長可能。 3. 1966年10月25日に工業的意匠及びひな型の登録と保護に関する統一法導入の条約を結ぶ。 ・全域における保護 ・出願日(及び登録日)は完全な書類が受理された日</p> |
| <p>1. 一般事項 (1) 目 次 (2) 各種通知 2. 登録番号順商標見本(Rubrick)(ベネルクス商標法第6条に基づく) 3. ベネルクス商標法第30条に基づく出願(Rubrick)(既得権を維持するためのベネルクス出願公告) 4. ベネルクス商標法第40条に基づく商標権の更新登録商標見本 5. ベネルクス商標法6条、30条、40条に基づく既存国内商標権を維持するための更新登録商標リスト 6. ベネルクス商標法施行規則(Rubrick)第10条に基づく各種変更 (1) 譲 渡 (2) 使用権の許諾及び解除 (3) 住所変更 (4) 名称変更 (5) 送達先の変更 (6) 商品の限度 (7) 代理人設定・変更 (8) 誤記の訂正 (9) その他 7. ベネルクス商標法第14条D及び(Rubrick)第27条Bに基づく無効及び消滅についての職権抹消 8. ベネルクス商標法第5条に基づく(Rubrick)商標権の消滅リスト 9. ベネルクス商標法第25条に基づく(Rubrick)団体標章の定款の改正 10. ベネルクス商標法第5条第1項(Rubrick)に基づく存続期間満了による消滅リスト 11. ベネルクス商標法施行規則(Rubrick)第14条第2項に基づく登録に関する事項 記号の説明 a - 無 効 b - 失 効 c - 使用権の許諾 d - 使用権の解除 e - 使用権の変更</p> | <p>1. ベネルクスとはベルギー(B)、オランダ(N)、ルクセンブルグ(L)の3ヶ国間の経済同盟をいう。 2. 国際商品分類(1~34分類)及びサービスマーク(35~42分類)を使用。 3. 存続期間 出願日から10年。但し、10年毎に更新できる。 4. ベネルクス商標法の正文、その施行規則及び管理規定は1971年1月1日に発効、同施行規則は1975年1月1日付で改正され、更に1987年1月1日にサービスマークの確認登録が認められる改正が行われた。 ・博覧会による優先規定はない 全域における保護 5. 出願日から3年又は継続して5年以上不使用の場合、「登録無効」の対象となる。</p> |

70. ベネルクス (B X)

| 国名 | 国別整理番号 | 名 称 | 使用言語 | 発行状況 | 所 蔵 範 囲 | | | 整理区分 |
|--|--------|---|------------------|------|---------|-----|------|------|
| | | | | | 発行年次 | 番 号 | 主な欠号 | |
| 70 ベ ネ ル ク ス (B X) | | | | | | | | |
| | 1 | Benelux-Merkenblad Alfabetische Mamenlijst van Deposanten 商標人名索引 | オランダ 語 仏 語 | 年 刊 | 1982 ~ | | | 年 別 |

| 概 要 | 備 考 |
|--|-----|
| <p>12. ベネルクス商標法施行規則第14条第4項に基づく 団体標章の国際登録 記号の説明 a - 登録された使用権許諾の取消し b - 登録された使用権許諾の放棄 c - 登録された使用権許諾の変更</p> <p>13. 国際商品分類の紹介</p> | |
| <p>1. アルファベット順権利者名索引 (Deel 、Partie) (権利者 登録番号)</p> <p>2. 更新登録リスト (Deel 、Partie) (権利者 更新登録番号)</p> | |